

# 流山市上下水道局競争入札約款

平成4年4月22日 制定  
平成6年4月1日一部改正  
平成7年4月1日一部改正  
平成8年4月1日一部改正  
平成12年4月1日一部改正  
平成14年6月21日一部改正  
平成16年5月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この約款は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令に定めるもののほか、流山市が当事者となる契約のうち、上下水道事業管理者の権限に属するものに係る入札の執行及び契約の締結について、必要な事項を定めるものとする。ただし、電子入札の場合は、流山市上下水道局電子入札約款又は流山市上下水道局建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）約款の定めのとおりとする。

なお、本約款に定めのない事項については、地方自治法その他の法令に定めるとおりとする。

(設計図書等の熟読及び質疑)

第2条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、設計図書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を熟読し、かつ、現場の状況を確認したうえ、入札に参加しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書等及び現場の状況に疑義が生じたときは、指定する期限、場所、方法により質疑を提出するものとする。

3 前項の質疑に対する回答は、指定の方法により行うものとする。

(一般競争入札における設計図書等の縦覧等)

第3条 一般競争入札に係る入札参加者は、縦覧に供する設計図書等を縦覧しなければならない。

2 第1項の規定により貸出しを受けた設計図書等は、所定の日時まで返却しなければならない。

3 一般競争入札に係る入札参加者は、当該入札の参加資格要件を満たしていることを証する書類の交付を受けなければならない。

(指名競争入札における設計図書等の閲覧等)

第4条 指名競争入札に係る入札参加者は、閲覧に供する設計図書等を閲覧しなければならない。

2 指名競争入札に係る入札参加者は、設計図書等の閲覧時に貸出しを許された設

計図書等を係員の指示するところにより返却しなければならない。

(入札等)

第5条 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札時間の15分前までに所定の場所において、静粛に待機しなければならない。

2 入札参加者等は、入札の直前に所定の確約書を提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人を入札に参加させるときは、所定の委任状を入札の前までに提出しなければならない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。

5 入札書は、所定の様式により作成し、封筒に入れたうえ、当該封筒に入札参加者の名称並びに工事等の名称を記入し、入札執行者の指示するところにより提出しなければならない。

6 入札参加者等は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 入札参加者等は、郵送により入札することができない。

8 前7項に定めるもののほか、入札参加者等は、入札の執行については、入札執行者の指示に従わなければならない。

(入札回数等)

第6条 入札の回数は、原則として初度入札及び再度入札の2回とする。ただし、予定価格を入札前に公表している場合は初度入札の1回とする。

2 再度入札は、初度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときに直ちに行うものとする。

(入札辞退)

第7条 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、次の各号の区分に従い当該各号に定めるところによりその旨を申し出るものとする。

(1) 入札執行前 入札日の前日までに所定の入札辞退届により申し出るものとする。

(2) 入札執行中 所定の入札辞退届、辞退の旨を明記した入札書又は口頭により申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱いを受けることはない。

(入札参加資格の欠格)

第8条 入札参加者等が次の一に該当する場合は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格を取り消されたとき

(2) 入札参加資格を停止されているとき

(3) 納付すべき所定の入札保証金を納付しないとき

(4) 確約書又は提出すべき委任状の提出のないとき

(5) その他入札に参加する条件に違反しているとき

2 入札参加者等が次の一に該当する場合は、再度入札に参加することができない。

(1) 初度入札が無効となったとき。

(2) 初度入札に参加しなかったとき。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 記名又は押印のない入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字又は脱字等により、意思表示が不明瞭である入札

(5) 提出すべき入札金額の積算内訳書の提出のない入札

(6) 提出された積算内訳書のコличествоと入札金額が違う入札

(7) 予定価格を事前公表している入札において、予定価格を超えた入札

(8) 明らかに連合であると認められる入札

(9) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札

(10) 再度入札において、初度入札の最低入札金額以上の入札

(11) その他入札に関する条件に違反した者の入札

(入札の延期、取り止め等)

第10条 入札の執行は、都合により延期し、又は取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

2 入札参加者等が連合又は不穩の行動をなす等の疑義が生じ入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

3 入札参加者が1以下となったときは、特別な事情がない限り入札を取り止めるものとする。再度入札においてもまた同様とする。

4 分離発注に係る入札で分離されたそれぞれの工事のうち主たる工事に係る入札が不調、延期又は取り止めとなったときは、当該不調等となった入札以外の分離された工事に係る入札の執行は、延期し、又は取り止めるものとする。

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、調査基準価格を設けている入札の場合はこの限りでない。

(入札の保留)

第12条 調査基準価格を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了するものとする。

2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、その後の事情聴取に協力しなければならない。

(入札保留による落札者の決定)

第13条 前条により入札を保留したときは、調査のため、最低価格入札者から事情を聴取し、落札者とするか否かを決定するものとする。

2 前項の決定が最低価格入札者を落札者とし不在の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の次順位者を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札金額であるときは、前項と同様の手続きにより決定するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者(以下「同価入札者」という。)が2以上ある場合において、同価入札者のうちからくじ引きにより落札者を決定しようとするときは、くじを引く順番をくじにより決定し、これにより決定された順番でくじを引くものとする。

2 同価入札者が前項のくじを引かないときは、当該同価入札者に代えて入札執行者が指定する入札に関係しない職員にくじを引かせるものとする。

(契約の締結)

第15条 契約の締結は、契約書に当事者の記名及び押印をすることにより行わなければならない。

2 前項の契約書は、契約頭書、仕様書、設計書及び質疑回答書その他発注者が特に必要と認める書類を袋とじすることにより作成するものとする。

3 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、特に発注者の承認を得た契約の場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合の契約締結時期については、その都度発注者が指示するところによらなければならない。

5 落札者が、第3項に規定する期間内又は前項の規定により指示された時期に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申出)

第16条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書等及び現場の状況についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができない。

(建設業退職金共済契約に基づく共済証紙の購入等)

第17条 建設工事の契約を締結しようとする落札者(以下「請負者」という。)は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく建設業退職金共済

契約に基づき共済証紙を購入し、建設工事請負契約の締結後1か月以内（工期が1か月以内の場合は、工期の末日まで）にその旨を所定の報告書により報告しなければならない。

- 2 建設工事の請負者が前項の共済証紙を購入しないとき、又は証紙購入額が購入標準額に達しないときは、その理由を前項の報告書により同項に規定する期間内に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

この約款は、平成27年4月1日から施行する。